

2017 年度以降の日本形成外科学会専門医認定審査について

2017 年 3 月 20 日
一般社団法人 日本形成外科学会
理事長 細川 互
専門医認定委員会
委員長 吉本 信也

2016 年度以降の日本形成外科学会専門医認定審査に関しまして、以前より専門医制度細則において掲載しておりますが、2015 年度以前と提出する申請書類が変更となることから予めお知らせいたします。ご留意下さいますようお願いいたします。

1. 専門医申請書類

a) 2015 年度まで【学会認定専門医】(2015 年 11 月に申請の方)

- ・申請者が術者として行った 10 症例の所定の病歴要約
 - 申請者が執刀した形成外科における優れた技能を示す代表的な症例
 - 認定施設あるいは教育関連施設で行った症例に限る
 - 経歴証明書に記載された施設での症例とする
- ・申請者の受け持った患者で直接手術に関与した 60 症例の図を伴う症例記録
 - 10 症例と重複しない
 - 認定施設あるいは教育関連施設で行った症例に限る
 - 経歴証明書に記載された施設以外での症例でも可

b) 2016 年度～2020 年度【学会認定専門医】(2016 年 11 月～2020 年 11 月に申請の方)

- ・申請者が術者として行った 10 症例の所定の病歴要約
 - 申請者が執刀した形成外科における優れた技能を示す代表的な症例
 - 認定施設あるいは教育関連施設で行った症例に限る
 - 経歴証明書に記載された施設での症例とする
- ・申請者の受け持った患者で直接手術に関与した **20 症例**の図を伴う症例記録
 - 10 症例と重複しない
 - 出張病院での症例も認めるが、認定施設、教育関連施設に限る
 - 経歴証明書に記載された施設以外での症例でも可
- ・申請者の受け持った患者で直接手術に関与した 300 症例の症例一覧表
 - 10 症例, 20 症例と重複可
 - 出張病院での症例も認める。認定施設, 教育関連施設に限らない
 - 執刀者以外, 助手であった症例も認める
 - 平易な手術手技でも可。ただし, レーザーに限っては 30 症例までとする
 - 書類は下記よりダウンロードして下さい

<http://www.jsprs.or.jp/resident/admission/#title06>

※ 2017 年度までに形成外科研修を開始している専攻医は従来の制度を継続することになりますが、2018 年度以降（予定）より形成外科研修を開始する場合は、機構専門医の制度に合わせて今後変更する可能性もありますのでご注意ください。

c) 2018 年度以降に形成外科研修を始める【日本専門医機構認定専門医】

日本専門医機構認定専門医となりますので、形成外科研修プログラムに沿い、専門研修基幹施設あるいは専門研修連携施設で研修した下記記録を提出していただきます。

- ・ 申請者の受け持った患者で直接手術に関与した 300 症例の症例一覧表（うち 80 症例以上は術者）
 - ・ 申請者が術者として手術を行った 10 症例についての所定の病歴要約
→ 300 症例、10 症例は専門研修基幹施設あるいは専門研修連携施設で行った症例に限る
- ※事情（海外留学、出産、病氣療養など）により 2021 年度までに学会専門医試験を受験するための基準を満たせない専攻医、ならびに学会専門医試験不合格者は、従来の方法で学会専門医をめざし、合格 5 年後の更新時に機構認定専門医の更新資格を得ます。したがって、2022 年度以降は当面、学会専門医の初回認定と機構認定専門医の初回認定が一部混在することになります。

2. 研修期間

【2016 年度より適用】

大学院生などの研修期間に関しては、週 4 日以上形成外科の臨床研修に携わったものはフルカウントできますが、臨床研修が週 3 日のものはその年限の 3/4 を、週 2 日のものはその年限の 1/2 を、週 1 日のものはその年限の 1/4 をカウントするものとします。研修の実状は当該科の所属長、または施設長が責任をもって認定します。なお、申請内容に疑義が生じた場合、専門医認定委員会で審議、調査することがあります。

3. 参考資料（日本形成外科学会専門医制度および同細則より抜粋）

【学会認定専門医に適用】

日本形成外科学会専門医制度細則 第 20 条（研修記録）

第 18 条第 3 項の記録とは研修期間に行った次の項目の記録をいう。

- (1) 申請者の受け持った患者で直接手術に関与した 300 症例の症例一覧表
- (2) 申請者の受け持った患者で直接手術に関与した 20 症例の図を伴う症例記録
- (3) 申請者が術者として手術を行った 10 症例についての所定の病歴要約
- (4) (2), (3) の症例は、認定施設あるいは教育関連施設で行った症例に限る。

【機構認定専門医に適用】

日本形成外科学会 形成外科領域専門医制度細則 第 20 条（研修記録）

第 18 条第 3 項の記録とは研修期間に行った次の項目の記録をいう。

- (1) 申請者の受け持った患者で直接手術に関与した 300 症例の症例一覧表（うち 80 症例以上は術者）
- (2) 申請者が術者として手術を行った 10 症例についての所定の病歴要約
- (3) (1), (2) の症例は、専門研修基幹施設あるいは専門研修連携施設で行った症例に限る。

以上